

利用規約

第1条（総則）

- 1.本規約は、ALL-WIN GYM（所在地：大阪府大阪市天王寺区寺田町2丁目5-5 英松ビル2F）が運営、提供するサービスにおいて適用されるものとします。
- 2.本規約は、本ジムを利用する者（以下「施設利用者」といいます。）が、本ジムへ入会または本ジムを利用する上で守るべき定めであり、その効力は全ての施設利用者に及ぶものとします。

第2条（目的）

本ジムは、スポーツを通じた施設利用者の健康維持推進および技術向上等のため、施設とサービスを施設利用者に提供することを目的とします。

第3条（会員制）

- 1.本ジムは会員制とし、会員とは次条に定める入会資格を満たし、次項の諸手続きを完了することで、本ジムの利用に関する契約（以下「本契約」といいます。）を本ジムと交わした個人をいいます。
- 2.本ジムに入会される個人（以下「入会申込者」といいます。）は、本規約を承諾し、所定の入会申込書、契約書、誓約書、同意書その他各種申請書等（以下「入会申込書等」といいます。）に正確な情報を記載し、提出しなければなりません。なお、本ジムで必要と判断した場合、本ジムは、入会申込者に対し、医師による診断書および施設利用に関する誓約書の提出を求めることができるものとします。
- 3.本ジムの会員の種類（利用条件および特典等を含み、以下「会員種別」といいます。）は別に定めます。なお、本ジムは、必要に応じて会員種別を新規に設定、変更または廃止することができます。
- 4.本ジムは、その裁量により、入会の申込みについて承認することまたは承認しないことができるものとします。

第4条（入会資格）

本ジムは、会員が自己管理のもとで施設を利用できることを前提とし、本ジムのスタッフおよび他の施設利用者に対し信義に従い誠実に行動することを入会の条件とします。なお、次の各号のいずれかに該当する方は本ジムの会員になることができません。

- ①本規約、本ジムの諸規則および注意事項等（以下「本規約等」といいます。）

を遵守できない方

- ②社会的信用のある書面等により本人であることの確認ができない方
- ③暴力団関係者を始めとする反社会的勢力に該当すると本ジムが判断した方
- ④健康状態に異常があり、医師等により運動を禁じられている方
- ⑤伝染病、その他他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している方
- ⑥未成年の方（但し、第5条の場合を除きます。）
- ⑦本ジムにおいて過去に除名等の理由により会員資格を喪失した方
- ⑧公序良俗に反する行為等により、公的、私的を問わずスポーツジム等の会員制の団体より会員資格の停止または除名等の処分を受けたことのある方
- ⑨本ジムが発行する施設利用券による利用者等、会員とならずに本ジムを利用した方で、公序良俗に反する行為等により、過去に本ジムより利用禁止を宣告された方または本ジムが利用禁止の判断をした方
- ⑩その他本ジムが会員としてふさわしくないと判断した方

第5条（未成年者の取扱い）

1.未成年者が会員となる場合において、その未成年者が18歳以上であるときは、所定の書類に本人とその親権者が連署しなければならないものとし、この場合、当該親権者は自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとしします。

2.未成年者が会員となる場合において、その未成年者が18歳未満であるときは、本人が会員として本ジムを利用し、その親権者が本契約の契約者として一切の義務を履行するものとしします。なお、当該未成年者とその親権者はそれぞれが本規約に基づく責任を負うものとしします。

第6条（会員の権利および義務）

1.会員は、本規約等および会員種別の性質に従い、本ジムおよび付随するサービスを利用することができます。

2.本ジムは、前項で規定する権利を除き、会員に対して、本ジム等その他の財産にかかる所有権、賃借権を含む一切の権利を認めるものではありません。

3.会員は、本規約等を遵守し、これらに定める義務を履行することによって会員の資格を維持できるものとしします。

第7条（会員証）

1.本ジムは、会員に対し会員証を交付します。

2.会員証は、本人または施設利用資格を有する者のみが使用できるものとし、第

三者に譲渡、貸与することはできません。

第8条（会費等）

- 1.会員は、本ジムへの入会にあたり、本ジムが別で定める入会金および月謝を支払うものとします。
- 2.会員は、本ジムの利用にあたり、本ジムが別で定める月会費または受講料（以下「月会費等」といいます。）を支払うものとします。なお、会員は、会員資格を有する限り、現に本ジムを利用しない場合も月会費等の支払義務を負うものとします。
- 3.会員は、入会金、月会費等、各種利用料、第28条に定める休会料（以下合わせて「会費等」といいます。）を、本ジムが別に定める納入期日までに、本ジム所定の方法で支払うものとします。
- 4.会費等について、本ジムは、理由の如何を問わず返還しないものとします。
- 5.本ジムが別で定める有料レッスン、イベント等の参加費、レンタル品の利用料等（以下「参加費等」といいます。）は月会費等に含まれないものとし、参加または利用を希望する会員はその都度、参加費等を支払うものとします。

第9条（会費等の改定）

- 1.本ジムは、経済事情等を鑑み、会費等の改定を行うことができます。なお、この改定は、改定した日から将来に向かって適用するものとします。
- 2.前項の会費等の改定を行う場合、本ジムは、本ジムの会員に対し、当該改定の1ヶ月前までに、書面によって通知するものとします。

第10条（会費等の滞納）

- 1.会員が、会費等の支払いを滞納した場合は、本ジムは、当該会員を当該滞納と同時に、当然に会員資格停止処分とするものとします。
- 2.前項の場合、会員が滞納した会費等につきその全額を現金または本ジムが指定した方法でただちに支払わない限り、本ジムは会員資格停止処分を取り消すことはありません。なお、本ジムは、会員が滞納した会費等については、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数に、年14.5%の割合で計算される延滞利息を付することができるものとし、会費等と一括して本ジムが指定する方法で支払いを求めることがあります。その際の必要な振込手数料その他の費用は、全て当該会員の負担とします。
- 3.第1項により資格停止となった会員が、その後、滞納した会費等を支払うことなく、以下のいずれかに該当するに至ったと同時に、第19条の定めにかかわら

ず、本ジムは、当該会員を当然に除名するものとします。

①会費等を累積して2ヶ月分延滞したとき。

②会費等を1ヶ月分滞納している場合であって、本ジムが相当な期間を設け、当該会費等の支払いを2回以上書面で催告したにもかかわらず、その期間内に支払われなかったとき。

第11条（届出義務）

1.会員は、本ジムに提出した入会申込書等の書類に記載した氏名、住所、電話番号等の情報（以下「会員情報」といいます。）に変更があった場合には、本ジムに対し、速やかに変更を申し出るとともに、本ジム所定の方法により変更の手続きを行わなければなりません。

2.本ジムが会員に対し、本契約に関する通知をする場合は、会員から提出された最新の会員情報をもとに発信するものとし、発信された時点において会員情報が最新のものでなかったことで生ずる会員または第三者の損害について、本ジムはその責を負わないものとします。

第12条（会員種別の変更）

1.会員は、会員種別を翌月から変更する場合は、本ジムが別に定めた期日までにその旨を本ジムに申し出るとともに、本ジム所定の手続きを行わなければなりません。

2.前項の場合、本ジムが別に定めた期日を過ぎてから申し出たときは、その変更は翌々月からの変更となるものとし、これにつき会員は異議を申し立てないものとします。

3.第30条に規定するキャンペーンにおいて入会した会員は、会員種別の変更につき、同条第2項および第3項に定める制限を受けるものとします。

第13条（会員以外の施設の利用）

1.本ジムは、会員が同伴する会員以外の者および本ジムが適当と認めた会員以外の者（以下「ビジター」といいます。）に、施設を利用させることができるものとします。

2.本ジムは、ビジターに対し、本規約に規定する会員の義務、禁止事項、損害賠償等の各条項を適用できるものとします。

3.本ジムは、ビジターが本ジムを利用するに際し、本ジムが別に定める料金の支払いを求めることができるものとします。

4.会員が同伴する会員以外の者（以下「同伴ビジター」といいます。）の本ジム

の利用条件は、同伴する会員のそれに準ずるものとします。

5.会員が同伴ビジターとともに本ジムを利用する場合、その同伴ビジターが他の会員または第三者、本ジムのスタッフ、施設または設備もしくは備品（以下「施設等」といいます。）に対し損害を与えたときは、当該会員が連帯して賠償の責を負うものとします。

第14条（本規約等の遵守）

- 1.会員は、本規約等、その他本ジムが定める事項を遵守しなければなりません。
- 2.会員は、本ジムの具体的な利用にあたり、本ジムのスタッフの指示に従わなければなりません。

第15条（禁止事項）

会員は、本ジムの施設内または本ジムの施設周辺において、次の行為をしてはいけません。

- ①本ジムの施設利用者、本ジムのスタッフ、本ジムを誹謗・中傷する行為
- ②施設利用者または本ジムのスタッフに対する以下の迷惑行為
 - (ア) 殴打、身体を強く押す、強く掴む等の暴力行為
 - (イ) 物を投げる、壊す、叩く等の危険行為
 - (ウ) 奇声をあげる、大声で怒鳴る、行く手を阻む等の威嚇行為
 - (エ) 待ち伏せ、尾行、個人的交友の強要等のストーカー行為
 - (オ) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で拘束する行為
- ③盗撮、盗聴、痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令または公序良俗に反する行為
- ④刃物等の危険物を館内に持ち込む行為
- ⑤飲酒をしてからの施設の利用
- ⑥本ジムの施設等を故意に長時間独占する行為
- ⑦本ジムの施設等を破壊、損似、乱暴に扱う等の行為
- ⑧本ジムの器具、その他の備品の持ち出し行為
- ⑨物品販売等の営業行為、勧誘行為、金銭の貸借等の行為
- ⑩ビラ等の配布、はり紙等の掲示、宗教活動、政治活動、署名活動その他これに準ずる行為
- ⑪社会通念上または信義則上、不当または過度な要求行為
- ⑫その他本ジムの秩序を乱す行為

第16条（入場の禁止および退場）

本ジムは、会員が以下の各号に該当した場合、施設への入場の禁止または退場を命じることができます。

- ①本規約等を遵守しないとき。
- ②第4条に規定する入会資格を満たさないことが判明したとき。
- ③第15条に規定する禁止行為があったとき。
- ④飲酒等により、正常に本ジムの施設を利用することが困難であると本ジムが判断したとき。
- ⑤負傷、発病等で施設の利用が困難であると本ジムが判断した場合で、回復等によりその原因が止んだことを証する医師の診断書および本ジム所定の誓約書の提出を本ジムが求めたにもかかわらず、これを提出しないとき。
- ⑥その他本ジムの施設を利用することが困難であると本ジムが判断したとき。

第17条（報告義務および会員資格の一時停止）

1.会員は、以下の各号に該当した場合、本ジムを利用する前に本ジムにその旨を速やかに報告しなければなりません。

- ①妊娠していることが判明したとき。
- ②怪我または疾病により医師から運動、入浴等を禁じられたとき。
- ③その他正常な施設利用ができないことが判明したとき。

2.本ジムは、前項各号の報告を受けた場合、当該会員の会員資格を一時的に停止することができます。

3.第1項各号の報告により会員資格の一時停止を受けた会員が、運動および正常な施設利用が可能であることを証する医師の診断書等を持参し、所定の同意書等に署名しない限り、本ジムは、当該会員資格の一時停止を解除しないものとします。

4.会員が、第1項各号の報告を怠りまたはその事由を隠匿して本ジムを利用した場合、それに起因して会員本人または第三者に生じた損害について、本ジムは一切責任を負わないものとします。

5.第1項各号の事由により、または会員による第1項各号の報告もしくは第3項の会員の対応の遅延により、当該会員が本ジムを利用できなかったとしても、当該会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはないものとします。

第18条（会員資格の強制停止）

1.本ジムは、会員が以下の各号に該当した場合、会員資格の全部を停止するものとします。

①第 10 条第 1 項に該当したとき。

②本ジムを利用中に意識喪失等を発症したとき。

③医師から運動、入浴等を禁じられていることが判明したとき。

④その他正常な施設利用ができないと本ジムが判断したとき。

2.前項第 2 号乃至第 4 号により会員資格を停止した場合、当該会員が、運動および正常な施設利用が可能であることを証する医師の診断書等を持参し、所定の誓約書に署名しない限り、本ジムは当該会員の資格停止を解除しないものとします。

3.本ジムは、会員資格を停止されている会員について、その停止の原因が解消されたと判断した場合、当該会員の会員資格の停止を解除することができるものとします。

4.会員が第 1 項第 3 号または第 4 号により会員資格停止となった場合で、改善する見込みがないと本ジムが判断したとき、本ジムは当該会員につき、本ジムを退会させることができるものとします。

5.本ジムは、会員が正常に施設を利用することが困難であると合理的に判断した場合で、当該会員が自主的に退会または休会等の手続きをすることができない状況であると判断したときには、第 1 項第 4 号に基づき会員資格を停止するとともに、当該会員の承諾なくして、当該会員が予め提出した緊急連絡先にその旨を連絡することができるものとします。

6.第 1 項第 2 号乃至第 4 号の事由による会員資格の停止により、または第 2 項の会員の対応の遅延により、当該会員が本ジムを利用できなかったとしても、当該会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはないものとします。

第 19 条（除名）

1.本ジムは、会員が次の各号の一に該当した場合は、当該会員を本ジムから除名することができます。

①第 4 条に規定する入会資格を満たさないことが判明したとき。

②第 15 条に規定する禁止行為があったとき。

③本規約等に違反したとき。

④第 10 条第 1 項に該当したとき。

⑤入会に際して本ジムに虚偽の申告をしたこと、または第 4 条に違反していることを故意に申告しなかったことが判明したとき。

⑥本ジムの施設等を故意または重過失により破損したとき。

⑦他の会員等の第三者または本ジムのスタッフに対するストーキング行為、セクシュアルハラスメント等、公序良俗に反する行為があったとき。

⑧他の会員等の第三者との喧嘩、口論等のトラブルにより、他の会員等の施設利用または本ジムの円滑な施設運営を妨げたとき。

⑨本ジム内における宗教活動、政治活動、営業行為、その他本ジムの目的に反する行為により、本ジムの秩序を乱し、または本ジムの名誉・品位を傷つけたとき。

⑩その他、会員としてふさわしくない言動があったと本ジムが認めたとき。

2.本ジムは、前項各号に該当したことにより除名対象となった会員について、その行状および状況を鑑み、除名処分を猶予し除名勧告処分に留めることができるものとします。

3.本ジムは、前条により会員資格を停止されている会員または第10条第3項もしくは本条第1項に基づき本ジムから除名された会員について、本ジムの施設の利用を一切認めないものとします。

第20条（会員資格の喪失）

1.会員は次の場合にその資格を喪失します。

①退会

②死亡

③除名

④運営上重大な理由による本ジムの閉鎖または解散

第21条（会員資格の譲渡禁止等）

本ジムの会員資格は本人限りとし、第三者への譲渡、売買、名義変更、質権の設定その他担保に供する等の行為または相続その他包括承継はできないものとします。

第22条（営業日等）

1.本ジムの営業日、営業時間および定休日（以下「営業日等」といいます。）については別に定めます。

2.本ジムは、定休日を1週につき1日以上設けることができるものとします。但し、定休日には、第25条または第26条に定める営業の休止による休業日は含まないものとします。

3.本ジムは、必要に応じて営業日等を変更することができるものとし、その場合、本ジムの会員に対し、当該変更の1ヶ月前までに、書面によって通知するもの

とします。なお、一時的な営業時間の伸長または短縮等の変更については、本ジムの会員に対し、事前に本ジム所定の場所に掲示する方法にて通知するものとします。

第 23 条（施設の変更）

1.本ジムは、本ジムの運営または管理に必要と認めた場合、本ジムの施設の全部または一部を変更すること（以下「施設変更」といいます。）ができるものとします。その場合、本ジムは、本ジムの会員に対し、当該施設変更の 1 ヶ月前までに、本ジム所定の場所に掲示する方法にて通知するものとします。

2.前項の施設変更後について、会員の会費等の支払義務が縮減されることはないものとします。

第 24 条（施設の利用範囲の制限）

1.本ジムは、競技会、その他本ジムが運営上必要と認めた場合に、施設の全部または一部の利用範囲を制限すること（以下「利用範囲制限」といいます。）ができるものとします。その場合、本ジムは、本ジムの会員に対し、当該利用範囲制限を開始する 1 週間前までに、本ジム所定の場所に掲示する方法にて通知するものとします。

2.前項の利用範囲制限により、会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはないものとします。

第 25 条（営業時間の変更および営業の休止）

1.次の各号に該当する場合、本ジムの営業時間を変更または本ジムの営業の全部もしくは一部を休止することができるものとします。

①施設の点検、補修または改修をするとき。

②法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化等のやむを得ない事由が発生したとき。

③年末年始等、その他一定期間の営業の休止を必要と認めるとき。

2.前項の場合、本ジムの会員に対し、原則として事前に通知するものとします。但し、前項第 3 号を除き、やむを得ない場合においては事前の通知を省略することができるものとします。

3.第 1 項の営業時間の変更または営業の休止により、会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはないものとします。但し、第 8 条第 5 項但し書きの場合を除きます。

第 26 条（不可抗力による営業時間の変更、営業の休止および閉鎖）

1.本ジムは、火災、停電、電力制限、地震、津波、噴火、洪水、台風、雪害、高潮、戦争、動乱、暴動、騒乱、その他本ジムの責めに帰さない事象が発生した場合、本ジムの営業時間を変更、本ジムの営業の全部もしくは一部を休止または本ジムを恒久的に閉鎖することができます。

2.前項の場合、本ジムは、本ジムの会員に対し、原則として事前に通知するものとします。但し、やむを得ない場合においては事前の通知を省略することができるものとします。

3.第1項の営業時間の変更、営業の休止または閉鎖により、会員または第三者に損害が発生したとしても、本ジムは一切の責任を負わないものとします。

4.第1項の営業時間の変更、営業の休止により、会員の会費等の支払義務が縮減または停止されることはないものとします。但し、第8条第5項但し書きの場合を除きます。

第27条（解散）

1.本ジムは、前条第1項の不可抗力による場合を除き、やむを得ない事情による場合には、本ジムの会員に対し、3ヶ月前に書面によって通知することにより、本ジムを解散することができます。

2.前項の場合、会員に対する特別の補償は行わないものとします。

第28条（休会等および復帰）

1.会員は、怪我、疾病等のやむを得ない事由により本ジムを1ヶ月以上利用できない場合で、利用する施設が休会または休室（以下「休会等」といいます。）の制度を設けているときに限り、休会等の手続きを行うことができるものとします。

2.会員は、翌月から休会等の制度を適用する場合は、本ジムが別に定めた期日までにその旨を本ジムに申し出るとともに、本ジム所定の手続きを行わなければなりません。なお、本ジムが別に定めた期日を過ぎてから申し出た場合は、翌々月からの適用となるものとし、これにつき、会員は異議を申し立てないものとします。

3.休会等の制度は1ヶ月単位、最大6ヶ月の期間内で適用するものとし、休会制度を適用した会員は、本ジムが別に定める休会料を支払うものとします。

4.休会等の制度を適用した会員が、第30条に規定するキャンペーンにおいて入会した会員である場合は、同条第2項および第3項に定める制限を受けるものとします。また、本ジムが別に定める併用割引等の会員継続を前提とする特典

を受けている場合は、その特典は消滅するものとします。

5.休会の制度を適用した会員は、申請時に指定した期間の満了後、休会の制度適用前と同様の契約内容で自動的に復帰するものとし、その場合、復帰した月から会費等を支払うものとします。

6.会員は、当初申請した休会等の期間満了の翌月以降も休会等を延長する場合は、本ジムが別に定めた期日までにその旨を本ジムに申し出るとともに、本クラブ所定の手続きを行わなければなりません。なお、本ジムが別に定めた期日を過ぎてから申し出た場合は、翌々月からの適用となるものとし、これにつき、会員は異議を申し立てないものとします。

第 29 条 (退会)

1.会員が本ジムの退会を希望する場合は、本ジムが別に定めた期日（以下「退会届出期日」といいます。）までにその旨を本ジムに申し出るとともに、本ジム所定の退会届を提出しなければなりません。

2.前項の退会届は、本ジムにおいて、会員本人または本人からの正式な委任状を持参した第三者によって直接届け出なければならないものとし、本ジムはいかなる場合も、本人からの正式な委任状を持たない第三者による届出または電話、メール等による届出を受け付けられないものとします。

3.退会は月の途中で行うことができず、退会届出期日までに退会を届け出た場合は、最短で翌月 1 日からの退会となるものとします。

4.前項の場合、会員は、退会届を提出した当月までの会費等を支払うものとし、翌月以降の会費等は免除されるものとします。なお、会費等の末納がある場合は、退会届の提出までに完納しなければなりません。

5.会員は、退会届出期日を厳守しなければならないものとし、当該期日を過ぎてから退会を申し出た場合は、翌々月の 1 日からの退会となるものとします。その場合、会員は翌月分の会費等を全額支払わなければならないと、これにつき、会員は異議を申し立てないものとします。

6.退会を希望する会員が、次条に規定するキャンペーンにおいて入会した会員である場合は、同条第 2 項および第 3 項に定める制限を受けるものとします。また、本ジムが別に定める併用割引等の会員継続を前提とする特典を受けている場合は、その特典は消滅するものとします。

第 30 条 (キャンペーン特典での入会の注意点)

1.キャンペーン特典とは、入会時における、会費等の値引き、その他商品の供与

等の特典を指します。

2.入会時のキャンペーン特典は、6ヶ月キャンペーンで定めた期間以上継続して利用することを適用条件とするものとし、キャンペーン特典を適用した会員は、本ジムがキャンペーンごとに定める条件を遵守しなければならないものとします。

3.キャンペーン特典を適用して入会した会員が、キャンペーンで定めた期以上の継続利用を満たさずに会員種別の変更、休会等、退会をする場合は、キャンペーン特典による値引き分（正規料金との差額）を支払わなければならないものとします。

第31条（賠償責任）

1.会員は、自己の責任において本ジムの施設等を利用するものとし、次の各号に掲げる事由により会員が受けた損害に対して、および本ジムはその損害賠償の責を一切負わないものとします。

①第15条に規定する禁止行為をした場合

②本ジムの指定または指導以外の利用方法で施設等を利用した場合

③施設利用者間の喧嘩または口論等のトラブル

④その他本ジムの責めに帰さない事由

2.会員は、本ジムの施設等を利用中に自己の責めに帰すべき事由により、本ジム、本ジムのスタッフ、本ジムの施設等、他の会員または第三者に損害を与えた場合には、速やかにその賠償の責を負うものとします。

3.本ジムは、会員が施設等の利用に際して生じた負傷、発病、盗難、紛失については、本ジムの責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切その損害賠償の責を負わないものとします。

4.第1項第3号のトラブルが発生した場合、その損害の有無にかかわらず、本ジムは一切関与しないものとし、当該会員は本ジムに対し相手方との仲介、調停等を求めてはならないものとします。

第32条（遺失物の取扱い）

1.本ジムは、本ジムの施設内において、忘れ物、落とし物等（以下「遺失物」といいます。）を拾得した場合は、規程に基づき適切に取り扱うものとします。

2.会員は、本ジムの施設内において、遺失物を拾得した場合は、本ジムに届け出る義務を負うものとします。

第 33 条（個人情報の取扱い）

1.本ジムは、会員が提供した会員情報のうち、会員の個人情報（個人情報保護関連法で定められた個人情報をいいます。）を、本規約、本ジムが別途定める『個人情報保護方針』および個人情報保護関連法にしたがって適正に管理します。

2.本ジムは、会員から預かった個人情報を、会員の本人確認、本ジムまたは本ジムからの各種連絡・案内の送付（電子メールおよび郵送のいずれも含まれます。）、会員からの質問に対する回答の送付（電子メールおよび郵送のいずれも含まれます。）、および本ジムの利用料金等の請求に利用します。

3.本ジムは、次のいずれかに該当する場合を除き、個人情報を第三者に開示しません。

①会員本人の同意がある場合

②会員が希望するサービスを行うため、または利用目的の達成のために本ジムが業務を委託する業者に対して開示する場合

③法令に基づき開示することが必要である場合

4.会員が本人の個人情報の照会・修正・削除等を希望する場合には、本ジムは、本人であることを確認の上、合理的な期間および範囲において対応します。

第 34 条（本規約等の改定）

1.本ジムは、本規約等その他本ジムの運営、管理に関する事項を必要に応じて改定することができ、その効力は全ての施設利用者に及ぶものとします。

2.本規約の改定のうち、会員にとって重要な改定については、改定後の規約の効力発生の日 1 ヶ月前までに、会員に対し、書面により通知するものとします。但し、当該変更は本契約の目的に反せず、かつ変更の必要性、相当性を有し、また合理的な変更であるものに限りません。

第 35 条（会員への通知）

本ジムに関する会員への通知については、事前に本ジム所定の場所に掲示する方法により行うものとします。但し、本規約で別途定める場合のほか、会費の改定、営業日等の変更、その他重要な変更については、1 ヶ月前までに、会員に対し通知するものとします。

第 36 条（通知の効力）

本ジムは、会員宛てに文書等の通知を発信する場合は、会員から提出された最新の会員情報をもとに発信するものとし、その効力は当該会員情報に記載された住所への到達をもって発生するものとします。但し、発信された時点におい

て当該会員情報が最新のものでなかった場合に限り、当該通知の発信をもってその効力が発生するものとします。

附則

本規約は 2018 年 8 月 1 日より発効します。